

◆ 第2章 障害理解の啓発及び合理的配慮の提供支援 (第8条～第9条)

(合理的配慮の提供支援に関する施策の実施)

第8条 市は、市民、事業者及び行政機関等が合理的配慮の提供を容易に行うことができるよう、合理的配慮の提供支援に関する施策を実施するものとする。

【趣旨】

条例第4条で定める「市の責務」のうち、第2号にかかげる合理的配慮の提供支援に関する施策について具体的に定めた条項である。市民（障害の有無を問わない）、事業者、行政機関等が、合理的配慮の提供を抵抗なく行うことができる明石市内の雰囲気作りのため、市は、本条に基づき、情報・機会の提供、経済的負担の軽減など、必要な施策を行う。

【解説】

2011年に障害者基本法が改正され、日本の法律で初めて「合理的な配慮」という単語が登場し、それ以降2013年6月に障害者差別解消法が成立、2014年1月に障害者権利条約を批准し、法律的には、徐々に合理的配慮の用語が登場しつつある。しかし、市民の間になじみがある言葉になっているとはどうてい言いがたい。障害者の社会参加にとって欠かすことのできない考え方であるからこそ、地域のすみずみまで浸透することが必要である。

合理的配慮の提供を行うに際して抵抗感が生じやすい原因は、①具体的に何をしなければならぬのかがわからず、情報不足から敬遠されること、②一定程度の費用負担が必要となる場合、事業への影響から後回しになってしまいがちであることなどが考えられる。

そこで、市の責務として、こうした合理的配慮普及の障壁となる事情を積極的に解消する施策を実施するものである。

【参考条文】

**障害者差別解消法**

**第1章 総則**

(社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮に関する環境の整備)

第5条 行政機関等及び事業者は、社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うため、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めなければならない。

(障害理解に関する施策の実施)

第9条 市は、障害及び障害者に対する市民の理解を深めるため、障害理解に関する研修の実施その他の必要な取組を行うものとする。

2 市は、障害者と障害者でない者との相互理解を深めるため、障害者と障害者でない者が互いに交流することができる機会の提供その他の必要な取組を行うものとする。

#### 【趣旨】

障害を理由とする差別が生じる原因は、障害や、障害のある人に対する誤解や偏見、無知無理解といった「知識不足」である部分が小さくない。そこで、市が、障害に関する理解を促進するための知識を、研修などを通じて市民、事業者などに提供するとともに、実際に障害のある人とない人とが交流する機会を提供することを定めている。

#### 【解説】

本条例を制定するまでに開催された検討会、市民フォーラム、タウンミーティングなどの場で、

○ 適切な対応や、配慮が必要なことを知っていたらその通りに行動する気持ちはあるが、障害のある人と接したことがないので、どのように振る舞えばよいかわからず戸惑う。

○ 自分の障害以外の障害についてはよく知らないことが多い。

など、障害理解の不足に関する意見が、障害のある市民からもない市民からも多数寄せられた。

障害のある人本人にとって、差別と感じられる言動の多くは、発言者が差別しようとする故意に発したのではなく、その障害に対する知識が不足しているために出るものが多い。また、合理的配慮を自然に提供できるようになるには、各種の障害の内容、適切な配慮、当事者の生活などについて、どれだけ前提知識として知っているかが非常に重要である。

#### 【参考条文】

### 障害者差別解消法

#### 第4章 障害を理由とする差別を解消するための支援措置

(啓発活動)

第15条 国及び地方公共団体は、障害を理由とする差別の解消について国民の関心と理解を深めるとともに、特に、障害を理由とする差別の解消を妨げている諸要因の解消を図るため、必要な啓発活動を行うものとする。